

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第3号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 へき地学校に準ずる学校及び共同調理場</p> <p>小豆島町立小豆島中学校</p> <p><u>香川県立小豆島中央高等学校</u></p> <p>小豆島町立学校給食センター</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>小豆島町立池田小学校</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 へき地学校に準ずる学校及び共同調理場</p> <p>小豆島町立小豆島中学校</p> <p>小豆島町立学校給食センター</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>小豆島町立池田小学校</p> <p><u>香川県立小豆島高等学校</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。